

## 第 1 回 共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議 意見

2012/4/26 横浜国立大学 関 ふ佐子

### 1 官民比較の方法

#### 1-1 企業規模 50 人以上の民間企業は適切な比較対象か

- ・ 国家公務員約 64 万人、非現業国家公務員 27.3 万人、行政職棒給表(一)適用職員 143,442 人
- ・ (従業員数が多い) トヨタ : 69,125 人 (単体)
- ・ 企業規模 50 人以上の民間企業の従業員との比較は適切か。
- ・ せめて、企業規模 1000 人以上の民間企業と比較すべきではないか。

#### 1-2 優秀な若者が就職を希望する国家公務員の給与・退職給付体系

- ・ 就職先を探す大学生等が国家公務員となるか民間企業に就職するかを悩む際に、比較対象として検討する民間企業と比較するのが、一般的な感覚にあうのではないか。
- ・ 国家公務員の給与に加えて退職給付の額が低下していくなかで、国家公務員と A 民間会社のどちらに就職するかを決める際に、国家公務員を志望するのは安定志向の高い者ではないか。
- ・ 意欲と能力があり、それを評価して欲しいと望む学生が国家公務員を志望するか。
- ・ 国家公務員への志望動機が、その仕事内容であるという学生も多いが、給与・退職給付の水準が不適切に低下していったら、民間企業への就職を決めるのではないか。
- ・ 少数精鋭で良い人材を集めれば良いという話にはならないのではないか。
- ・ 給与や退職給付の額が下がっても国家公務員を志望する者の人数は減らないかもしれないが、安定志向の高い者が増えかねず、そうした組織に将来の日本の行政を任せてもよいのか。
- ・ 公務員の仕事へのモチベーションを維持しうる制度改革を。

### 2 400 万円を下げることを前提にしていいか

#### 2-1 企業規模 1000 人以上の民間企業と比較した場合

- ・ 企業規模 1000 人以上の民間の退職給付額は、2547.7 万円ではなく 2761.3 万円。  
官民較差額は 402.6 万円ではなく 189.0 万円。
- ・ 参照資料① : 人事院「参考資料」(平成 24 年 3 月)  
参照資料② : 人事院総裁「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」(平成 24 年 3 月 7 日)
- ・ 参照資料①13 頁の企業規模 1000 人以上の退職事由別・勤続年数別の退職給付総額を使い、参照資料②の 16 頁にある別表第 4 の公務の退職事由別・勤続年数別の退職者数と掛け合わせて民間の 1 人当たり退職給付平均額を計算 (人事院見解の計算方法)。

#### 2-2 適切な数字をもとに今後の方向性を検討

- ・ どのように比較するかで、有識者会議で検討すべき内容の前提や方向性が異なる。
- ・ 4,026 千円 (13.65%) ではなく 1,890 千円 (6.41%) 公務が上回るとすると、較差を埋めるために調整すべき共済職域部分と退職手当の額も変わってくる。

### 3 公務員の退職給付を検討する際に参考となる統計

#### 3-1 諸外国における公務員年金制度との比較

- ・ 退職給付の最終年収に対する割合

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
事務次官級	—	56.0%	67.8%	—	32.9%
局長級	72.3%	57.0%	〃 (67.8)	67.0%	36.3%
課長級	〃 (72.3)	58.2%	〃 (67.8)	〃 (67.0)	35.7%
課長補佐級	〃 (72.3)	63.1%	〃 (67.8)	〃 (67.0)	45.7%
係長級	〃 (72.3)	67.2%	〃 (67.8)	〃 (67.0)	49.1%

- ・ 参照資料②：人事院総裁「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」（平成24年3月7日）p20
- ・ 「退職給付の最終年収に対する割合」は、勤続38年、年金満額支給年齢で退職した場合に受給する退職給付の退職前の最終年収に対する割合。
- ・ 日本は、諸外国に比べて、最終年収に対する退職給付の割合が低い。
- ・ 諸外国では、公務の公平・中立の立場の確保、公務の特殊性（職務専念義務、私企業からの隔離、信用失墜行為の禁止など）という観点を加味して、年金額が設計されている。
- ・ 適正な行政運営の確保という視点を踏まえて、職員が安心して職務に専念でき、優秀な若者が公務員への就職を希望するような給与・退職給付体系、とりわけ新3階年金の整備が必要。

#### 3-2 働く者が目指す将来給与の官民格差

- ・ 民間の役員報酬の水準と事務次官の年間給与  
人事院「平成23年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要」  
<<http://www.jinji.go.jp/kankoku/h23/pdf/23yakuin.pdf>>
- ・ 民間における役員の年間報酬額：30,563千円（3000人以上：43,207千円）  
事務次官（指定職8号俸）の年間給与：22,765千円

### 4 改革の将来・方向性

#### 4-1 官民比較の方法

- ・ 職種ごとに官民較差を検証。職種、地方・中央ごとの給与・退職給付の適正化。
- ・ 5年に一度の比較で良いか —— リーマンショックなど経済状況の影響の是非

#### 4-2 退職前の職員の給与も含めて検討

- ・ 60歳以前の職員の給与についての官民比較の在り方も含めた抜本的改革を。
- ・ この際も職種ごとの差異を加味して検討。

#### 4-3 適正な行政運営の確保の視点

- ・ モチベーションが低下し、老後の不安を抱えながら行政の裁量権を行使する制度は危険。国家公務員が権力を悪用しないよう配慮した制度設計。
- ・ 民間と比べることが多いが、公務員については、一定の身分保障があってこそ行政の中立性・公平性が保たれる点、権力濫用の予防の必要性が高い点を加味した制度設計。
- ・ 検討に際しては、公平・中立な公務を確保できるようにするという視点を前提に。